



## 扶助費支払い遅延及び私費による立替を行った職員の処分について



扶助費支払い遅延及び私費による立替を行った職員の処分について、以下のとおり公表します。

令和3年度の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務について、市職員が支払い遅延及び私費による立替を行った事案が判明し、懲戒処分を行いました。

### 1 職員の処分等

- (1) 職員 健康福祉部 主事 55歳 「減給10分の1、3月」懲戒処分日5月12日付け
- (2) 上司 同日付けで健康福祉部長及び前福祉課長に対し文書厳重注意

### 2 事案の概要

- (1) 支払い遅延数（1/13受理分から3/31受理分まで） 31世帯 48件 366万円
- (2) 私費による立替数（1/13受理分から3/30受理分まで） 20世帯 28件 198万円
- (3) 原因

相談対応から申請書の受理、審査決定、会計処理までを当該職員1名が担当していたことから、処理が間に合わず、当該職員が私費により申請者へ現金を手渡す対応を繰り返していた。

### 3 対応

- (1) 4月22日（金）職員の私費による立替を把握し、調査を開始した。
- (2) 5月初旬に対象の全世帯へ訪問し、事情説明及びお詫びを行った。
- (3) 遅延していた申請について、4月末から複数体制で支給のための処理を開始し、5月11日までに支給を完了している。

### 4 再発防止対策

今回の事案により、市民の皆様の信用を損なったことについて、深くお詫びし、以下の点を速やかに実行し、再発防止に努める。

- (1) 一部の職員に負荷がかかっているかを全ての部署に確認し、業務分担の平準化や職員間で協力できる環境づくりなどをはじめとする職場体制の見直しを行う。
- (2) 公金の支払事務については、複数人で担当し適正に遅滞なく行う。
- (3) 法令、例規に則り、適正な会計事務を執行するため、職員への再教育を行う。



リニアがもたらす大交流時代に  
「くらし豊かなまち」をデザインする

合言葉はムトス  
誰もが主役 飯田未来舞台

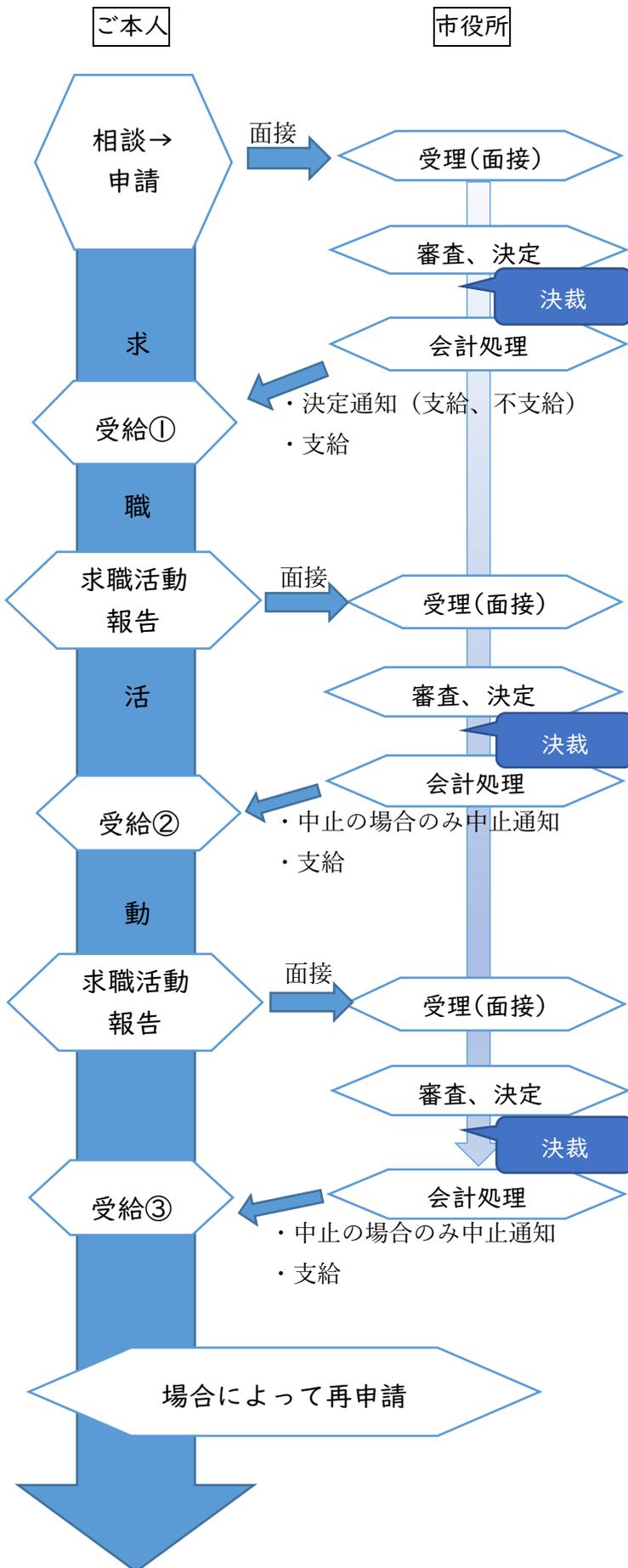
IIDA CITY <http://www.city.iida.lg.jp/>

### 問い合わせ先

総務部人事課 担当 岡本佳宏  
TEL : 0265-22-4511(内線 2140)  
FAX : 0265-24-4511  
mail : jinji@city.iida.nagano.jp

# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 制度の概要と事務の流れ

## 【流れ】



## 【制度概要】

趣旨：新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して、その生活再建に対する支援として支給するもの

開始時期：R3.7月

窓口（実施主体）：飯田市

支給対象要件：

- ① 緊急小口資金等の再貸付が終わっている（申請月に終わる予定）または不決定
- ② 属する世帯の生計中心者
- ③ 収入が基準額を下回る
- ④ 資産が基準額を下回る
- ⑤ 求職活動要件

ハローワークに求職の申込みをし、

①月1回以上飯田市生活就労支援センター（まいさば飯田）の面接等の支援を受ける

②月2回以上ハローワーク窓口で職業相談を受ける

③週1回以上求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

支給額：単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

支給期間：1回の申請で3月、現在は3月終了後再申請し、再度3月受給可(R3.11月30日付けの通知)となっている。

申請期限：制度開始当初はR3.8月末まで。その後延長しR3.11月末まで、その後延長しR4.3月末まで、更に延長しR4.6月まで、現在はそれをさらに延長しR4.8月までとなっている。

支給の中止：求職活動要件を満たしていない場合、常用就職し収入が基準額を上回った場合、虚偽の申請をしていた場合など